

平成 22 年

新 城 市 教 育 委 員 会

7 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成22年7月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 7月22日(木) 午前9時4分から午後0時35分まで

2 場 所 新城市市民体育館 第1・2会議室

3 出席委員

馬場順一委員長 篠津順子委員長職務代理者 菅沼昌人委員
川口保子委員 瀧川紀幸委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

今泉敏彦教育部長
夏目道弘教育総務課長
小西祥二学校教育課長
小石清人生涯学習課長
村田道博文化課長
鈴木富士男スポーツ課長

5 書 記

小澤正伸教育総務課副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教 育 長 報 告

日程第3 議 案

(1) 平成23年度使用小中学校教科用図書採択について

日程第4 協議・報告事項

(1) 山吉田地区新設小学校の開校時期について(教育総務課)

(2) 長期休業中の登校日を授業日とすることについて(学校教育課)

(3) 新城青年の家サーキットトレーニング室について(生涯学習課)

(4) 「親子せせらぎエリア」の危機管理対策について(生涯学習課)

(5) 教育委員会表彰について(各課)

(6) 教育委員会所管施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について(生涯学習課、文化課、スポーツ課)

(7) 愛知県教育委員会教員表彰候補者の推薦について(学校教育課)

日程第5 そ の 他

委員長

平成22年7月の新城市定例教育委員会会議を始めさせていただきます。

日程第1 前回会議録の承認

委員長

日程第1、前回会議録の承認でございますが、すでに目を通していただいています。ご異議がなければご承認・ご署名をお願いしたいと思います。（「異議なし」の声）異議なしと認めますので6月の定例会会議録のご署名をお願いします。

（会議録署名）

日程第2 教育長報告

委員長

それでは、日程第2、教育長報告をお願いします。

教育長

早朝、田んぼ道を散歩していると、朝露を載せた草むらから、小さなカエルがいっぱい飛び出してきました。17日に梅雨明け宣言がなされ、猛暑のなか、市内幼小中学校も一学期を終えて夏休みを迎えました。幸い大きな事故等もなく、ホームページの終業式の記事を見ても、それぞれ子供たちは、一学期を振り返って元気な発表をしています。

そのなかで、3人の小学校男子がカエルの息継ぎの時間を確かめたいと、東山動植物園の水槽の前に立って、水中に潜ったカエルを37分間も観察し続けたという記事が心に留まりました。また、多くの学校で、地域を巻き込んで夏休みならではの新城の三宝を追究するチャレンジ活動を工夫しています。本年度の目標である読書をはじめとする「三多活動」とともに、新城で育つ子供にとって価値ある活動を推進したいものです。委員の皆様にも、ぜひ各ホームページをご覧くださいと思います。

また、夏休みに入ったとはいえ、小学校では本日の市内水泳大会に向けての猛練習、中学校では部活動で市内大会を終えて東三大会、県大会に向けて、あるいは、新チームの発足に向けて、教職員が子供とともに汗を流しています。弓道においては、作手中と鳳来中が全国大会に出場しましたが、鳳来中女子が全国5位で敢闘賞を受賞しました。また、水泳の東三大会では、千郷中女子が100メートル平泳ぎで1位2位、東郷中男子が100メートルバタフライで1位となりました。

ゲリラ豪雨により全国各地で災害が発生していますが、新城市でも、14日夕刻から、大雨警報に続いて土砂災害警戒情報が発令されました。局地的な集中豪雨が予想され、小中学校では、授業終了後、早めの下校をしました。一方、市では、対策本部を設置して被害に備えました。

2日の校長会議では、先の浜名湖での事故を受けて、自然教室などにおける危機管理の在り方について研修し意識を高めました。土砂災害警戒情報発令の折にも、山び

この丘で宿泊自然体験教室を実施していた学校がありましたが、メール配信システムやホームページなどを活用し、家で心配している全保護者に情報を提供しました。

また、7月は、教育委員の他市他県との研修・情報交換の機会も多くありました。9日の津島市での県教育委員総会、13日の東栄町での管内市町村教育長会議、16日の飯田市での三遠南信教育サミット、21日の新城市での三河都市教育長会議などです。三河都市教育長会議では、穂積市長から、教育委員会に対する考え方、幼児教育・新城版こども園などについて講演をいただきました。

文化・スポーツの事業も多く、3、4日のツールド新城は好天に恵まれ、全国から1260人がエントリーして健脚を競いあいました。10日の中西松寿氏を偲ぶグラウンドゴルフ大会では、故中西氏の功績を讃え市外県外からも多数の参加者を得て盛大に開催されました。同じく10日の辛坊氏を講演講師に迎えての市民文化講座は、情報判断について目からうろこの話題も多く、笑いを交えながらのシャープな語りに魅了されました。終了後に開催された「父母と教師の対話集会」も、携帯、テレビなどあふれる情報社会での子育てについて活発な意見交換がなされました。

以上、本日は協議題も多く、簡単ではありますが教育長報告とさせていただきます。その他の事項につきましては、「教育長報告」のプリントをご参照ください。

以上、教育長報告といたします。

委員長

ありがとうございました。

何か質問ご意見がありましたらお願いします。

委員

小学校再配置の関係で、他地区の状況で鳳来地区、作手地区とありますがどの程度進んでいるのかということと、作手地区では、区長さんPTAの役員さんを集めているいろいろやっているようですが、一般公開といいますか、一般にはいつ話が伝わって来るのかと質問を受けておりますので、分かっていたらお答え頂きたい。

教育部長

現在、地区それぞれに概要と実態を中心に説明にはいつているところです。作手地域において4月にPTAの役員さん・保育園の母の会の役員さんに集まってもらい、投げかけをし、地元の役員さんも自主的にこのことに関し地域で活動されています。その後、作手地区の区長さん方に現状と基本指針を説明したところです。説明した内容は、区長さんから地域の人に流れていくものと思います。これで終わるわけではなく第1回目の投げかけをさせて頂いたということで、この後、もう少し踏み込んで何回かキャッチボールをして行こうと思っています。

鳳来地域におきましては、作手地域と同様4月にPTAの役員さん・保育園の母の会の役員さんに集まってもらい、投げかけをし、その後、7月9日に連谷・海老小学校区において、海老地域の区長さん地区委員さんに現状と実態の説明をし、投げかけをしたところです。それから、鳳来寺小学校区の玖老勢・副川・門谷地域では、代表

区長さんに日程調整をし、8月21日に説明に入るところです。鳳来西小学校区についても、日程調整して説明に行きたいと思っています。地域、地域で実状は違いますので、それぞれ対応していく中で家庭にも話が伝わっていくようなかたち、あるいは、説明依頼があれば対応していきたいと思っています。

委員

特別支援学校設立希望とありますが、どういう内容なのですか。

教育長

新城北設から、豊橋養護学校、豊川養護学校、宝飯等に通っている子ども達が30数人おり、豊根・東栄の子どもについては早朝から1時間ほどかけて自家用車で桜渕まで送ってきて、そこから学校のバスで通うという不便な状況にあります。そんな中で、このような状況を解消する方法は見出せないものかという意見が市民から起こっているものです。

委員

具体的に、どこか跡地を利用してとかそういう話ではないのですか。

教育長

あくまでも、見込み・予測・希望としてどういう方向がさぐれるであろうかという課題提供です。

日程第3 議案

(1) 平成23年度使用小中学校教科用図書採択について

委員長

これにつきましては、8月末まで内容は公開できないので、後の秘密会で行います。

日程第4 協議・報告事項(1) 山吉田地区新設小学校の開校時期について

委員長

日程第4 協議・報告事項(1) 山吉田地区新設小学校の開校時期について説明をお願いします。

教育総務課長

山吉田地区新設小学校につきましては、だいぶ進んでおりまして、資料として位置図と完成予想図をつけたので全体のイメージをつかんで頂けたらと思います。次に校舎の配置図が付けてあります。校舎棟、屋内運動場、プール、運動場というようなフルセットで学校を建てます。その後ろには立面図が付けてありますので参考にしたいと思っています。建屋の構造ですが、校舎棟につきましては、真中の縦長の部分は鉄筋コンクリート造、両翼の部分は木造で作っていくかたちを考えています。真中を鉄筋コンクリート造りにしたのは、建築基準法上の絡みもございまして、給食室をこの1階に設置します。火を扱うということもございまして構造を分けております。体育館につきましては、下の立ち上がりの部分を鉄筋コンクリート造り、上の屋根の

部分を木造で考えています。校舎棟につきましては、基本的に2階建を考えています。

全体の工程表をご覧頂きたいと思います。昨年度基本設計が済みまして、今年度すでに実施設計に入っております。実施設計があらあらになるのが今年の11月末頃を予定しております。今回の学校建設におきましては、たくさんの国の補助金を頂いて作ろうと考えています。そのために県の補助金採択のためのヒアリングが予定されていまして、年明けの1月にヒアリングを受けていこうと考えています。23年度と24年度の2カ年をかけて全体の工事をしていって、25年の4月に開校という段取りで進めてまいります。

教育長報告の中に、山吉田地区の統合の「合意書」、山吉田地区統合時期希望の「報告書」が載っていますが、地元から正式に山吉田小学校と黄柳野小学校の統合について同意をするという文書と開校の時期については25年4月を承諾するという文書を頂いております。これでかたちとして正式なものになってきたという受け止め方をしております。

現場サイドでは、実施設計、工事と進んでいくわけですが、教員の人事の関係もありますので、県教育委員会にその働き掛けもしていくということです。最終的には新城の市議会におきましても、現山吉田小学校と黄柳野小学校を廃校にして新しい学校を立ち上げるということですので、特に学校の廃校につきましては、市議会の特別議決が必要であるということで、3分の2以上の賛成が必要となります。

後は、現山吉田小学校と黄柳野小学校の資料がつけてありますのでご覧いただきたいと思います。説明は以上です。

委員長

ありがとうございました、質問ご意見がありましたらお願いします。

委員

今後、校名を決めるのにどのようなかたちで進めていったら良いのか。地区の皆さんにとっては大きな問題なので、段取りが決まっていたら教えてほしいということと、生徒の登校距離と時間が変わるので登下校の手段をどのようにするのか、分かっていたら教えてください。

教育総務課長

学校の名称でございますが、統合の形態によって違います。一つの学校に吸収するパターンと新しい学校をつくるパターンがあり、今回の場合、新しく学校を立ち上げるので新しい校名を作らなければならないかたちになります。今、新設小学校の準備会がありまして、学校の名称等を地元でも検討したいということで、既に動きだしています。そちらには、案を出して頂きたいとお願いがしてあります。市としましても候補を挙げていかなければならない。市は、まだ正式な動きにはなっていませんが今後していこうと考えています。

通学につきましては、現山吉田小学校の近くに建てるので、現山吉田小学校の子ども達はそんなに変わらないであろうと考えています。問題は、黄柳野小学校です。既

存の路線バスのダイヤが登下校に間に合うか、合わなければ変更することができないか、路線バスで対応できないということになれば、スクールバスの導入ということで、計画では、スクールバスを導入すると計画を立てています。がまだ、路線バス利用なのかスクールバスを導入するか正式に決定したわけではありません。今検討をしている最中です。路線バスの管轄は鳳来総合支所の地域振興課ですので、今協議をしている最中です。現状はこういう状況です。

委員

路線バスでも父母の負担は無いですね。

教育総務課長

基本的に通学費は補助をしております。

委員

小学校の再配置については、進め方といたしますか、ここはこのかたまりで考えますとか、進め方があるのですか。作手は全体で考えましょうとか、鳳来地区・作手地区に関してはどうしても統合せざるをえない地域がたくさんあるので、進めていく手法といたしますかどういふふうに進めていくのか、市民の人がどういふふうに行っていくのか分からないので不安に思うし、どういふ単位で考えているのか、多少なりとも市民も知りたいと思うところがあると思います。再配置をどういふふうに進めていくのか知りたいのではないかと思います。どう進めることを今から行っていくのかは、ナーバアスな話だと思いますが、山吉田の件もそのへんが問題になってくると思いますが、そのへんは、今現状でこう考えているとかいふのはありますか。

教育部長

これは、昨年の基本指針を作り上げる段階からの問題で、どこかで市のたたきだいになるものを、早く出した方がいいのではないかと言う議論もあったわけですが、基本指針の考え方では、まず複式学校になったところを対象として地域と協議を密接に重ねるといふところで基本指針は作ってあります。歴史とか地域特性がそれぞれの地域にありますので、机上で流域等により分けることは難しく、まだそこまでは至っていません。作手地区においては、一つにするか、二つにするか意見がありまして、具体的に地域と絞りたいと考えています。鳳来地区においては、寒狭川流域と海老川の流域、飯田線の流域、山吉田の流域がありますので、対象になる学校に投げかけているのが現段階での状況です。これが進めば地元と話が煮詰まってくるのかと思います。こちらから、こうあるべきだといふものを示す段階には、至っていません。

委員

たとえば、庭野小学校はどうなりますか。いずれ考えなければならない状況は見えています。そういうのは、地元と密着しながら、地元と協議しながら決めていくスタイルと考えて良いですか。

教育部長

庭野小学校も基本指針でいきますと対象になります。たまたま、来年複式ではなく

なりますが、長期的にみますと複式になると思います。現状は1学級がゼロのところ、極端に児童数が少ない地域を重点に進めていきたいと思います。

委員長

計画的に進めてください。

委員

地元の100%同意を頂くというのは、無理な話だと思うのですが、山吉田、黄柳野小学校区の方でも何か思っていると聞いたことがあるのですが、小学校完成予想図を見たとき、すごく立派なものが出るなあと思いました。未来に対する「ワクワク感」これだったら子どもを通わせてもいいなあと思えると思うのです。こういう完成予想図を地元の方にお見せして、「こんな立派なものができるですよ」とPRして頂ければ地元の人こんな立派なものが出るのかと、理解してくれると思うのですが。

教育部長

地元には、新設学校準備会が出来ていまして、絵も地元伝わっています。難しいのは、話が確定ではなくて途中ですので、誤解の無いようにある程度かたまった段階では出していこうと思います。

委員

平面で大枠が決まったものはあるのですか。教室の数がいくつとか。

教育総務課長

本日の資料は、配置図しかありませんが、基本設計の段階で部屋の絵も出来ていますが、まだ最終的な学校との詰めが出来てなくて、実施設計をしていく段階で決めていくという部分がございます。暫定的な絵ですので、今日は控えさせて頂きました。学校の規模如何にかかわらず、必要な部屋の数はもう決まっておりますので、普通教室は六つ、それに特別支援のスペース、特別教室の音楽室、理科室、図工室、図書室等です。そういったものをフルセットで備えています。それと屋内運動場と校舎との間に丸い部分がありますが、これを多目的スペースとして使って行こうと考えています。子ども達だけではなくて、地域開放でも利用できるように考えています。

教育長

教育委員会のスタンスを一度確認しておきたいと思うのですが、当初から教育委員会としては、学校の在り方は、地域の在り方と非常に重なり合う、従って、行政主導で強引に進めるのではなくて、「子どもの教育、地域の将来設計図といったものを考え合わせながら共に考え合っていこう」という姿勢を維持しているので、今後ともこのスタンスで、市教委としてのイニシアチブ、考えを持ちながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

委員長

山吉田小学校の場合は、耐震が心配だということで、それまでに地震が起こらないようにと皆、祈るような気持ちでいると思うので、25年4月遅滞が無いように進められるといいと思います。

日程第4 協議・報告事項 (2) 長期休業中の登校日を授業日とすることについて

委員長

日程第4 協議・報告事項 (2) 長期休業中の登校日を授業日とすることについて説明をお願いします。

学校教育課長

合併5年を経まして、学校教育の細かな部分で、かつての3市町村のものが慣例的に来ていたところがございます、いくつかのものを順に整理することをしております。7月2日付で通知を出したことを連絡し確認をさせて頂こうというものです。長期休業中、今夏休みでございますが、学校管理規則で長期休業として夏休みをしているわけですが、その中で、出校日といわれる登校日があります。少し時代が動いて来て中学校2年生を中心に、職場体験でかなりの日を出ています。その部分を授業日とするのかどうか、ということが話題になっていたわけですが、それについて以下のような3点において、学校で校長が位置づけるということで指示をしました。一つは学校が編成した教育課程に位置づく活動の日が授業日としてふさわしいであろう。もう一つは、その際に全校あるいは学年を単位とすることを要件としました。今まで、これについて届け出を指示していませでしたが、文書で報告をするようにしました。三つめとして、出校日がすべて授業日である必要はないので、授業日であることは、出欠に係わってきますので、たくさんの授業日を作るということは、家庭の活動を制限することになりますので、その判断をなさいという指示、学校に来なさいと言いながら、この日は授業日、この日は自由登校日というようなことがあるわけですので、この日が授業日であることを保護者・地域に周知をするように、地域がでてくるのはスクールガードが出て来るので依頼をしました。3点めでございますが、昨年も教育委員会議で話題になりましたが授業時数の関係で長期休業を減らして授業日を増やすかともここでも議論をして頂きましたが、今回のねらいはそうした授業時数の確保をねらいとするものではなく、現状では、授業時数の減少等に大きな支障はないものですから、このようなかたちで今回はさせて頂きました。以上報告いたします。

委員長

何か質問ご意見ございましたらお願いします。

委員

学校の単位で授業日にするかどうかということは、校長先生が決めるということではないですか。

学校教育課長

はい。

委員長

長期休業中の登校日は、どうするか各学校独自に考えて市全体の大まかな線はないのですか。

学校教育課長

今回特に指示を出していませんし、中学校2年生が学校にでなければならない日が増えているのですが、長期休業中に5日間程度やっているところが多く、それに加えて学年出校日がありますので、あえて指示はしていません。

委員

授業日は、黒板に向かって授業をするのではなくて、出欠席をとるということと考えて良いのですね。

学校教育課長

はい。

委員

出校日は、元々出欠席をとっていると思っていましたが、この措置の意味はなんですか。こうする事の意味ですが。

学校教育課長

合併いたしましたので、旧3市町村の指示が違っていました。旧新城市は夏休み中に1日、出校日を作りなさいという指示がありましたので、1日は出欠席をとり後はとらない学校もあり、職場体験もすべてとる学校もありました。自然教室もありましたので、学校が出なさいよと言った出校日はすべて出欠席をとっていた学校もあるので、制度化したということです。

日程第4 協議・報告事項 (3) 新城青年の家サーキットトレーニング室について

委員長

日程第4 協議・報告事項 (3) 新城青年の家サーキットトレーニング室について説明をお願いします。

生涯学習課長

先月の会議で説明をさせていただきました、新城青年の家の体育館の2階にありますトレーニング室についてですが、開設当初からの器具のために経年劣化が進んでいること、部品の破損や欠落があるということで現在休止していますが、今後の方向について担当課の考えを報告させていただきます。

現在の状況ですが、器具は開設当初に購入したもので、管理の仕方については、指定管理ということで、事務室に管理人が1名いて施設全体の管理をしています。トレーニング室は、別棟の体育館の2階にあり、管理室から2階の様子が分からない状況になっています。これまでのトレーニング室の利用状況ですが、平成21年度の実績ですと、延べで2,508名の利用がありました。使用料は半日1人、100円という低料金で行っています。使用料につきましては、公共施設使用料見直しということで、検討委員会の報告によりますと、来年度に500円、最終的には、800円に上げるように検討結果が出ています。利用者についてですが、1日あたりの利用者の8割か

ら9割を外国人が占めている状況になっています。次に市内の他施設の状況ですが、同じようなトレーニングルームがあるところですが、民間経営の施設が一つあります。市の施設としましては、鳳来の湯谷にあります「ゆーゆーありいな」があり、市内には2つの施設があります。(利用料金と器具の種類台数は資料で説明)

今後のトレーニング室の方向でございますが、現在、使える器具がほとんどなく更新が必要となり、スペース的に4種類の器具の設置が限界で、見積もりを取り資料として付けました。リースの場合総額5,243,700円の費用が掛ります。他の施設と比べて台数的にもかなり見劣りします。

今後の考え方ですが、担当課としては、1つは、器具の更新に多額の費用が掛る。2つ目は、公共施設の利用料にあつては23年度から利用料の改訂があり、1人100円が500円に上がった場合に、同じように利用して頂けるかということ。3つ目は、トレーニング室が管理事務室と別棟で、利用者は概ね1人で利用されるので事故があった場合に確認ができない状況にあります。4つ目として、市の施設として「ゆーゆーありいな」という施設があるが、青年の家でも引き続き開設しなければならないのかという必要性の問題があります。以上4つの理由で担当課としましては、条例の改正に合わせまして平成23年度から廃止していきたいと考えております。以上です。

委員長

ありがとうございました。

質問ご意見がありましたらお願いします。

委員

まとめを見ますと、お金が掛るので廃止したいということですが、元々、施設を作ったのは、どういう趣旨で作ったのですか。建設した目的は、どういう目的で建てたのですか。

教育部長

青年の家が完成したのが、昭和49年だったと思いますが、当時の経過と情報をはっきり掴んでいませんので、私個人のイメージでは、青年の家の施設が出来た時に体育館が出来て、その2階のスペース部分に器具も同時入って来たと思っております。スポーツ施設の関連で入ってきたと思えます。

委員

今後存続させるならば、利用料を100円から500円にするとか、財源が不足しているから、それをなんとかするという方法で考えるか、いろいろ考えてお金もかかるし「ゆーゆーありいな」もあることだし、この際廃止とすごく短絡的というか最初に作られた目的はなんだったのか、そういう目的が、お金が掛るから止めていくという単純なことでもいいのかと思います。最終的には市民の健康とか体力増強とかトレーニングへの関心度を高めるとか、市民の体力を向上させるということが目的で作られていると思うのですが、そういうことがありません。廃止するけれどもこういう点でカバーできるとかでない論の持っていき方が、市民の立場にたった視点の改革案と

思えないのですが。私の意見としては、100円を250円とか段階的に上げるのが良いと思います。一挙にあげると、毎日利用する人にとっては、すごい値上げになるわけで、利用者・市民不在の考え方ではないかと思いますが。

教育部長

委員さんの意見もそのとおりだと思う部分もありますし、お金が無いだけの理由ではないわけです。使用する器具類は、完全に機能するような機械があつて利用というかたちになると思うのですが、導入されてからそのままの状態で行われてきています。管理責任という面で、市が公共で持つ以上、完全な状態で利用できるような施設として維持管理が求められますが、手薄になっております。これだけの器具で市民のスポーツという面でカバーできているのか疑問があります。スポーツも多技にわたっておりまして、体育館の開放にも力を入れておりますし、ありとあらゆるものにすべて公共予算を投入することはできません。他のものに優先させてこれを直していくべきかと考えますと、ナイター照明とか体育館の利用と比べますとサーキットトレーニングは弱い部分があります。

委員

私の子どもが豊川のトレーニングセンターに行ったので、聞いたらお客さんはあまり居なかったそうです。料金は安くても器具が古くてそこがネックだと言っていました。青年の家の場合も常に器具を更新していかないとお客さんは増えないと思います。

公共施設の良し事は、低料金でいつでも利用できることで、継続し一般企業の施設に負けないようにするのはかなり大変だと思います。

委員

事業的にみてしまうと、もうやめたらどうと思ってしまう。580万円かけて、リースで試算すると500円になってしまいます。もとは取れないので、事業的な話になると止めちゃえとなります。もう一つは、100円が維持できないから500円にしたとき、市民の健康増進になっていないかという、優先順位の付け方なので、市として他に健康増進の事業を展開してやっている中での位置づけは優先順位が低くなるということで、私は処理していいと思います。

委員

公共施設の問題を考える場合に、お金が高いか低いかは置いておいて、公共施設を新城市が継続して持っているか廃止するか考える場合、開設されたその当時の考え方が現在どのようになっているか、考え方が先行すると思います。お金が高い安いは、これからこういう考え方で、さらにこういうふうにしていくというならば100円を500円にするのはいいが、現状維持のまま500円にするのは、いっぺんに5倍も上げられてはたまらないということになります。お金先行の問題ではなくて、たとえば、新城文化会館そんな高い物は作らなくてもいいじゃないか、見たい人は、豊川や豊橋にいけば見れるじゃないかというものになってしまいます。新城市として新城市民のことを考えた時に、文化的なそういう施設はそれでいいのか、あるいはスポーツ

的な、体力増進の在り方として考えていけないといけないと思います。まとめの最初の理由が「多額の費用が掛る」では、お金でしか考えていないと思わざるを得ない。

廃止をするということであれば、開設当時と比べると市民のいろいろなスポーツ的なこともやっているし体力増進的なことも付随して行われているということがなければいけないとおもいます。

トレーニングが単なる走ったり、体操をすることではなく器具がないと体力増強ができない状況なので、廃止をする理由をきちっとした説明と納得のいくものを出して頂きたいと思います。お金が掛るから変更・廃止は納得できません。そのようにしたら何でもそうなりますので、それなりの理由を明らかにしてなるほどと、やむを得ないあと思えるように説明してもらいたい。私は、利用料が少し上がるのはやむを得ないと思っていますが、何らかのかたちで存続発展してもっともっと市民にアピールして利用者が多くなるよう努力して新城市の皆さんが体力増強についてもっと関心をもってもらうような施設・器具として位置づけられるような方向で考えるのが前向きな姿勢ではないかと思います。廃止の理由を明確にしてほしい。費用が掛ることは分かっています、だから廃止ではひどすぎます。

委員長

費用対効果というのは、無視できない問題ではあると思いますが、もう一つ管理面で心配だということですが、管理人が一人で離れたところに居るのでもし事故が起これば困るし、管理人を一人増やすとなれば、豊かな市ならいいけれども、やはりお金の問題も無視はできないと思います。

委員

財政的な問題は大きいので無視はできないと思います。ただ、近くに施設が無いので近くにあるとうれしいなと思います。後、管理の問題ですが、モニターテレビを備えて事務室で管理するにはすごく費用が掛かるのですか。リース料の中には、メンテナンスで定期的に見てもらって器具が機能しているか見てもらえるのですか。

生涯学習課長

リース料の中にはメンテナンスの費用は入っていません、特殊なものですので一般的な器具の点検を行っている業者ではやってないので、製造メーカーにお願いするしかなく、点検の費用の見積りは取っておりません。「ゆーゆーアリーナ」は同じ業者で点検をしているそうです。一般的に頼むと30万円程度かかるそうです。

委員

新城の町に、こういったトレーニングジムがあれば、若い人が健康に関心を持ちいいことだと思います。継続するには、1日500円とかではなく、それもあるけれども、月額何千円としたり、ホームページでお知らせしてPRに努めること、インストラクターが居て、民間のスポーツジムに負けないような施設でないと、利用者数は、最初は良くてもだんだん、じり貧になっていくかと思います。器具もだんだん古くなるのでリースといえども更新していかなければならなく、ハードルは高く本腰を入れ

てやらないと、片手間ではできない事業だと思います。

教育長

まず、この場所が新城の青年の家の体育館にあるわけですが、現地をみて頂きますといろんな判断する根拠ができると思います。体育館は、先だつての中学校の体育大会で卓球の会場になっていました。築後40年近く経っているということで、壁をみても雨漏りの跡があり汚れも目につきました。

トレーニングをする2階の場所ですが、今まで見学をする場所がないと苦情がきましたが、今年は保護者の皆さんが、みることができるといいという声を聞きました。トレーニングスペースは見て頂くとわかりますがかなり狭いスペースに限られた台数の器具があつて、器具等は非常に老朽化・劣化していて、それを貸しているという状況です。

私が名古屋で利用していた所は、500円で器具はたくさんありますし、トレーナーも複数いて全部指導してくれました。その上、サウナ、風呂を完備していて500円という値段です。

まず、現況確認をして頂いてはどうでしょうか。耐震等については、昭和49年の建物ですので、今後、安全を確保し使うとなると、耐震補強工事等の構想も考えていく必要があるということになります。

委員

今の提案は、廃止するのでは無くて、存続についてそれを基にもう一度議論をするということですか。

教育長

現状をみて頂いて、そして、その後判断をしたらどうかという提案です。

委員

こちらの提案と違います。

教育長

今、ここで、結論をつけるのではなくて、現場をみて判断をして頂いたほうが、確かな判断ができると思います。

委員長

私は、こういった器具を使った経験がありませんが、民間の利用料金というのは、一般的に富裕層でないと手がでないような料金ですか、そうでもない料金ですか。民間にあるなら、何も市でやらなくてもいいかなと思いますが。

委員

このくらいの値段なら、うちの子供でも払える金額です。ただ、ネックは入会金と他所にいて新城に帰ってきて使えないということです。定期的に利用しないと使えないそのへんがネックですね。

委員長

民間であるからいいというものではない。ということですね。

委員

現場を見たことがあります、例えば延べ利用者が2,500人いると民間の施設に週1回通っているとすると、月間で200人くらいの方が延べできていると思われます。そう考えると一人が1週間に1度利用すると考えると、50人か60人が使っていると思われます。そうなると、正会員が500円、800円となると料金が100円で差額の700円かける2,500人と管理費の、その部分のお金をどこに使うかという話で。

健康増進の事業に使うか他の事業を展開させて、委員が言われるように健康増進のお金につき込むかという話をすると、私は、単体事業としては、これは廃止をして違うほうの事業にこれを使う方がより効果的になるのではないかと思うので、真っ先にやめたらどうですかという話をしました。

委員

今委員がいわれたようなことは、教育委員会で論議するべき話ではないと思うのです。教育委員会は理念的に考えて、お金が「掛かる」とか「掛からない」の話は後の問題で、こういうものを新設するあるいは廃止する存続するにしても、そういう立場でどうなのだと、そういうことを提案していった時に、もう少しお金が掛かるとか、市民にアピールするとか、見に行く事もいいし、いろんなことをやって、どうしてもだめだということを出さなければいけないと思います。お金の事をいったら教育委員会は、財政課とどこが違うのかということになります。

お金が無くても、民間と公共では違うと思うのです。公共は税金でやっているのだから安くて当然だし、私営のように完璧なものではできなくてもしょうがない、ある程度市の公共施設で間に合う、それでも足らんとする人は民間の施設を利用するとか。とにかく、これだけ30数年続いたものを、廃止するには論議が簡単すぎると思います。今日始めて教育委員会に出されて、お金が高いからどうこうという話になること自体、教育委員の役割は何なのだろうと思います。

委員

この場で、トレーニング室はどうですかということに対する意見です。そのお金の配分を変えたらどうですかということで、これにつき込むのではなくて、他のものに配分したらどうですか。という考え方です。

「だったら、すぱっと切っちゃったっていいんじゃないか」と言い方が悪かったかもわかりませんが、配分を変えて他のところに使ったらどうですかということで、それでどういうふうにしろという話ではありません。ここで決めることなのかどうかわかりませんが、考え方としては、これを維持するよりは、他のところに配分したらどうですかということです。

委員

他のところというのは、まずこれを止めてということですか。

委員

ここにある本来の目的がありますね、それに対するお金として、ここに掛かってい

る費用負担を新たな事業に回し、たくさんの市民の方に分かち合うような事業の展開に使ったらどうでしょうかということです。

本来の目的を変えるものではないし、この事業がだめじゃなくて、ほかに分配したらどうでしょうかということです。

委員

それは、廃止することを前提とした話で、今論議するのは、まだ存続しているので、廃止するという話がだされたのでその事についてどうなのかと、廃止することとであれば、お金はどうするかということになり、廃止することが、いいことなのか問題はないのかということ、教育委員会で議論するべきだと思いのです。そのためには、材料がないから現場を見ることを提案し現場にいったら、モニターを付けたらどうかとか、リースにしたらどうかとかいろいろな検討がなされたうえで、どうしてもということなら分かりますが、あまりにも短絡的・安易に出していると思われるので、問題とします。

委員

見に行く日を決めて頂ければと思います。

教育長

市民の健康体力維持増進の場所として魅力ある効果ある空間となりうるかどうかということを見地を見て頂きたいと思います。その後で、結論を出して頂ければと思います。

委員長

今、3人の方からそういう案がでましたが現地をみて検討するということがいいですか。

教育長

スポーツ課の方で確認してもらいたいのですが、設置してから40年近く経っているので、スポーツジムに対する法令規則等も変わってきていると思いますので、トレーナーなり管理人なりが付いていなければならないのか、あるいは空間だけ提供しているだけで運営は可能なのか、法令等確認をお願いします。

委員長

トレーニング室については、現地をみて再度検討するということがよろしいですか。

教育長

教育長報告の中で先程、委員さんからの特別支援学校設立希望についての質問に対する回答に付け加えます。豊橋の市議会等でも豊川の養護学校が非常にマンモス化している状況の中で、東三河地区においても新たなる特別支援学校がほしいのではないかなという要望を県に求めていきたいという声を、東三河5市で共同して出していたらという提案がありました。新城にとってはそれも当然でありますし、また、北設等考えたときに通学の距離が長いということで、新城地区にもほしいなと考えるわ

けです。そういった中での教育委員会の声としてどうだろうかという声を頂ければ、それをもって県の教育委員会等にお話を進めていくことができるのではないかとの主旨での話題提供です。

委員

東三河3市ですか5市ですか。

教育長

5市です。豊川、豊橋、蒲郡、新城、田原です。

委員

それぞれの町に一ヶ所ずつ特別支援学校を作るということですか。

教育長

そこまではできないので、県立で東三河地区全体として豊川養護の他の地区にもう1校できないかという要望を5市として考えていけたらということ、それから新城独自として、北設もエリアとして新城地区にもほしいという声をまとめられるかということ。

委員長

豊川養護はパンク状態ですか。

教育長

いっぱいの状態です。

委員長

新城地域に作った場合に、子ども達の数は確保できるのですか。

教育長

だいたい、市内が30、北設が5ぐらい、あるいは、小中学校の通学児で重度の障害があれば、そちらに行くかどうかというそういう数もあります。

委員長

40人から50人規模ならいいということですか。

教育長

そこまで多くなくても、特別支援は非常に少人数でやらないとできないものですから十二分に設置可能な人数であります。

委員長

ぜひ、進めてもらいたいということで、教育委員会の意向はいいですか。

各委員

いいです。

教育長

それで、新城市のスタンスとしては、両方のスタンスを持つということでもいいですか。東三河も必要だし、山間部も必要ということ。

各委員

はい。

委員

30人くらいが、受け皿として必要な数なのですね。

教育長

頭の中の考えとしては、県がやるならお金のかからない、鳳来寺高校の跡地があります。市全体で考えてみると、障害をもった子ども達にとって、黄柳野小学校の環境は最適だと思います。いろいろなケースを構想しながら、低コストで県の養護学校を開設することができたらと思います。

委員長

そういう方向で進めて頂くと言うことでいいですかね。

日程第4 協議・報告事項 (4)「親子せせらぎエリア」の危機管理対策について

委員長

日程第4 協議・報告事項 (4)「親子せせらぎエリア」の危機管理対策について説明をお願いします。

生涯学習課長

「親子せせらぎエリア」については、広報で案内していますが、7月31日から8月16日まで開設します。その現場の危機管理対策ということで、現場管理マニュアルを取りまとめましたのでご協議をお願いします。管理は、昨年同様シルバー人材センターに委託をします。開設時間は午前10時から午後4時までで前後30分間を管理時間とします。管理員の職務については、最初に、河川の水位と天候の状況を生涯学習課へ報告をします。それから、開設中に雨が降る等変化があったときは、速やかに生涯学習課に報告する。開設中止の判断基準については、水位が水位標の基準を超えたとき、水が濁っているとき、豪雨等で濁って来た時、小雨でなく通常の雨が降って来た時、降っているとき。中止の判断は生涯学習課長が判断し管理員に連絡をします。次に、管理員は連絡を受けたら案内看板で開設中止の案内をします。開設中止後1時間は現地を訪れる利用者に中止を知らせ安全確保に努めます。後は、毎日管理日誌を書いてもらう、その他、草刈り・ごみ拾い、立入禁止区域へ入らないように現場の管理をしてもらうことを考えています。説明は以上です。

委員長

何か質問、ご意見がありましたらお願いします。

委員

管理人さんはどのような方になっているのでしょうか。

生涯学習課長

シルバー人材センターの会員の方で、一つの現場に2名ずつ付いてもらいます。

委員

それは、現地の方ですか。地域の方であれば、現地のことが分かっていると思うの

ですが、そういう方を雇うということですか。

生涯学習課長

シルバーの方で人選はしてくれませんが、現地の方で近くの方の方を見つけてもらっています。

委員

地元の方が、危機管理において一番知ってみえるので、そういう観点で選んで頂きたいと思います。

委員

去年、見に行つて気になったのですが、見ている人が座っている場所が、下の方が見えない場所だったので。どこにそういう場所を置くべきか見てみましたが、適当な場所がありませんでした。現在の場所が受付も出来て歩けばみえるという場所ですがずっとみられなのが不安に思いました。

早い時間、9時30分とか10時に雨が降ったらその日は中止ということですね。

生涯学習課長

通常の雨、普通の雨が降りだしたら中止です。上がって頂くよう案内します。

委員長

3か所共に携帯の電波は、届くところですか。

生涯学習課長

昨年も毎日こちらに報告をしてもらいました。現地で電波が届かないということであれば、2人いますので1人が移動して報告をして頂いていると思います。

委員長

水質検査は今年もしますね。

生涯学習課長

大腸菌の検査につきましては、採水をしまして結果が来週にでます。

委員長

ごみ拾いとか進入路の草刈りは誰がするのですか。

生涯学習課長

基本的にこちらで行いますが、作手におきましては区で刈って頂いていますので、草刈りが必要なのは牛倉の大宮川になります。来週の月曜日に草刈りを行います。

委員長

事務局で毎回行ふのは大変なので、シルバーに頼むような予算化は出来ないのですか。

生涯学習課長

どこの担当も職員で刈っているところが多いので、予算化はなかなか難しいです。

委員長

学校では遠足に行くときは必ず救急薬品を持っていきますが、そんな準備もしますね。

生涯学習課長

確認して、無ければ用意します。

委員長

いいですかね。安全確保については、慎重に安全を期して取組んで頂きたいと思えます。

日程第4 協議・報告事項 (5) 教育委員会表彰について

委員長

日程第4 協議・報告事項 (5) 教育委員会表彰について説明をお願いします。

教育総務課長

資料の中に、新城市教育委員会表彰規則、新城市教育委員会表彰事務取扱要綱、新城市教育委員会表彰に関する内規を付けました。

昨年、表彰規則の見直しを行っています。こうした表彰規則に基づきまして毎年表彰を行っています。本年につきましては、新市施行5周年の節目の年にあたるということで、昨年来話がありましたように通常の年の表彰よりもしっかりと表彰をしていこうということで考えています。次に該当者リストが付けてあります。まだ事務局のほうで個人団体について詳細な調査を行っていない状態でございます。こういった団体・個人はどうであろうかということで、ピックアップをしたものを用意しました。本日はこのような方が候補に挙がっているということで御承知おき頂きたいということで資料を付けました。

概略を説明させてもらいます。教育総務課は、直接業務に係わる功績のある方はなかなかいませんが、各小中学校にそれぞれの学校で目に見えない地道な学校への功績がある方がありましたら推薦を頂きたいと校長会を通じて推薦をしてもらいました。

1番目の、A会は巴小学校からの推薦です。2番目のBさんは作手中学校からの推薦です。3番目のCさんは千郷中学校からの推薦です。4番目のEさんは開成小学校からの推薦です。5番目のFさんも開成小学校からの推薦です。事績は各小学校から挙がったものをそのまま転記をさせて頂きました。本日は候補者の紹介に留めさせていただきます。

生涯学習課長

生涯学習課から2名の候補者を挙げてあります。一人目は、Gさん豊橋技術科学大学の方で生涯学習計画策定に尽力されました。二人目は、Hさんで青少年問題協議会委員、子育て支援ネットワーク委員で尽力されました。

文化課長

文化課からは、初めにIさん、鳳来寺山自然科学博物館のオープンから展示等の運営に尽力されました。次に、Jさんは文化財保護審議会員として文化財の保護・伝承・育成に尽力されました。次のKさんは、設楽原歴史資料館研究専門員として展示指導を受けました。Lさんは、設楽原をまもる会会長として、Mさんは、忠震会事務局長

として、Nさんは、長篠設楽原鉄砲隊長として、Oさんは、設楽原歴史資料館研究専門員として郷土研究に、Pさんは、市民文化講座運営委員会委員として「市民文化講座」の開講に、Qさんは文化事業運営委員会委員として、文化事業の振興に尽力されました。団体としては、B会、C会、E隊、F会、Gクラブを候補として挙げました。

スポーツ課長

スポーツ課の候補者・予定者ですが、6名候補を挙げました。Rさん、Sさん、Tさん、Uさん4名の方は、スポーツ少年団の関係で結成以来長年に渡り指導をして頂いている方です。Vさん、Wさんは体育指導委員さんとしてスポーツの振興と発展に尽力されました。

委員長

ありがとうございました。大勢の方の名前が挙がっていますが、

教育総務課長

今日は、現段階の候補者として、考えられるであろう方々の紹介をさせていただきました。まだ、過去の表彰歴等調べてないので調べまして次回の教育委員会会議に正式なかたちで提案しまして、決定をして頂きたいと考えていますのでよろしくお願い致します。

教育長

確認をして置きたいのは、教育総務課関係で三師の関係、学校医、歯科医師、薬剤師の関係の年月の一覧表があると思うので、そこを見過ごすことの無いように。

教育総務課長

三師につきましては、もう県表彰等の上位の表彰がもう行われてしまっています。そこらへんも、考え方なのですが、国・県の同様の表彰がもう済んでいる方に対して、市の表彰をするかどうか、それが失礼にあたるかどうか、その辺も教育委員さんにご協議頂けたらと思いますが、今のところは、上位の表彰を受けられている方は、かえって失礼ではないかというようなことで、はずさせてもらっているのが現状です。

教育長

学校教育関係、学校経営等で顕著な功績があった退職した方、教員の実践で全国的な功績があった人をチェックしてください。

委員

推薦の時期は終わったのですか。

教育総務課長

一応締め切りましたが、いつまでにしなければならないということはありませんのでよろしくお願い致します。

委員

学校教育の関係で、ここに挙がっている人は問題ありませんが、似たような活動をしている、たとえば小中学校で読み聞かせをしているのはかなりいろいろなところでやっているの、推薦が無いと出来ないと思いますが、あるところは表彰されて、あ

るところは無いというような事が無いように、たとえば、読み聞かせは立ち上げた、ことが表彰の対象になるのですか。

教育総務課長

事務局として考えているのは、各学校から推薦を頂くわけですが、その学校への功績・貢献を一次的に捉えるべきではないかと考えています。

教育長

学校医さんでも、健康診断以外の日常的な活動で健康意識の高揚を図っていますが、それは上位表彰とは関係なく、市の段階レベルで考えていっていいのではないかと思います。そういう働きかけをしている校医さんが他にいるかどうか。

教育総務課長

学校医さん方に関しましては、上位表彰は勤続年数が何年以上あれば功績があったというかたちになっていますので、それ以外の視点の功績が認められれば、それによって表彰するのは関係ないかたちになると思います。

教育長

海老でやっていると思うので、聞けば分かると思います。

委員

表彰は、推薦する団体とか人がいないと、この場でこういう人がいると出せば対象と成り得ますか。

教育総務課長

成り得ると考えております。

委員長

思いつく人があれば、言って頂ければ参考になるとおもいます。どうですか。

委員

スポーツのほうですが、サッカーを教えているXさんは子どもが中学生くらいから今も教えていると思いますが、調べてもらえますか。

スポーツ課長

スポーツ少年団の設立当時は、Xさんが新城小学校で教えていたと思いますが、チームが変わっていますので、今も指導をしているか調べてみます。

委員

スポーツのYさんは先月お亡くなりになった一鍬田の方と同じではないかと思うのですが。

スポーツ課長

調べてみます。

教育部長

表彰が市制記念日の10月3日に決まっています、これと並行しまして市政功労の方も、同時進行で秘書室のほうで選考していますので、8月中に決めて9月にダブリが無いように調整を取り進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

委員長

この件については、いいでしょうか。

日程第4 協議・報告事項 (6) 教育委員会所管施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長

日程第4 協議・報告事項 (6) 教育委員会所管施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明をお願いします。

教育部長

資料をご覧頂きたいと思います。公共施設のあり方ということで平成20年から動いて来ている内容です。全庁的に公共施設を見直すというものです。水道施設と病院施設を除いた417施設を見直しの対象としています。検討は施設の内容と設置目的、利用の状況、課題、維持管理経費、設置当時経過等について行いました。小学校が再編になっておりますが、施設の再編、あるいは廃止、統合、処分、撤去、というような方向づけをする公共施設のあり方、もう一つは、公共施設の使用料の形態が違い、不均衡が生じていて同じような会議室の使用料がアンバランスになっているので、洗い出しをし、料金の見直しをします。

地元集会施設を区に譲渡する場合は無償とありますが、公共施設の中で公民館・集会所が公の施設である部分とまったく地元のものである形態が違っているため、公共施設として捉えた集会施設の見直しをかけて来ました。管理実態が地元のものであるものは実態に即して地域に戻すといった考えをもってきたものです。それ以外の施設でも廃止する公共施設、個々に処分・売却とか、いろんな議論を重ねてきたものが、次の資料から一覧表で載せてあります。(資料により、新城市の公共施設のあり方の検討と進め方のスケジュールについて説明)、続いて(資料により、指針を具体的にまとめたもの、公共施設のあり方をどういう方向で捉えていくか方向性を示したものを説明)特に公民館については、各地区の公民館が廃止・譲渡というかたちで表示されています。新城地区の公民館につきましては、条例上市の公の施設ですが、各地域で維持管理し地元の施設として利用している施設です。鳳来地域では、海老構造改善センターほかの生涯学習課所管の施設がありますが内容は公民館として捉えています。これらの施設については、国・県の補助金を受けて施設を建て、あるいは、水源開発に伴う交付金・補償金で建てられた施設です。公の施設として市の予算で委託料を払って地元で維持管理をしてもらっています。今現在の案では、維持管理費は施設があるところは交付金というかたちで対応します。基本的には、地域で持ってもらう大きい施設については交付金で対応し、建物が老朽化し建て替えが出た時は、地域に見合った公民館を建ててもらおうという考え方でいます。今年の区長会・公民館長会においてもこの考え方を説明しております。

公共施設の使用料が施設ごとにバラツキがあるということで2年かけて検討してき

ました。(資料により公共施設の使用料について説明) 会議室は、㎡当たり10円で、ホールは7円で積算したものが載せてあります。面積で基本的なものを出して同じような金額で考えるということで見直したものです。こうしたものを今後、条例改正した後、来年、料金改正をおこない、3年間経ったら見直しを行います。利用する人は利益を受けている、一方利用しない人は費用負担をしている。人件費・維持管理費等すべて使用料で賄えないので利用しない人にも納得できる、利用する人も納得できるような範囲の中で検討した金額ということで理解を頂きたいと思います。もう一つはワンコインという考え方で500円までは一度に変更し、500円以上になるものは激変緩和の措置をとり2割ずつのアップを考えています。今年1年で進めて来年には料金改定を、財産の処分については、地域の了解が得られれば事務手続を始めます。

(資料により、使用料の改正の対象になる条例について説明)

概要は以上です。

委員長

質問・ご意見がありましたらよろしくお願いします。

委員

今の施設を譲渡する場合は、無料ですね。

教育部長

そうです。

委員

それ以後の電気代とか経費は、その地区の負担となるわけですね。

教育部長

施設ごとに違いますし、地域で違っていています。新城地域の公民館は公の施設となっておりますが、実態としては、維持管理は地元で行っています。条例上は名前が載っていますが、実体は地元で維持管理を行っています。鳳来地域は、大きい施設で現在、委託料を100万円から200万円支払っているところは、これを地元ですぐ払えといってもできませんので、委託料から交付金に変えて手当てしていこうと考えています。

作手地区は、条例上の公民館はありません。地元で維持管理をしています。

委員

公民館が譲渡された場合、固定資産税はかかるのですか。

教育部長

税の対象にはなりますが、公の施設で地域のために使っている施設でありますし、個人とか民間のものでなく、地域のための集会施設で実態が変わるものではないので公共的施設ということで固定資産税は免税という方向で考えています。

委員

夜間照明のことを聞きたいのですが、小学校のそばに住んでいてとても明るくなって、使用料は2千円程度ですが、それで赤字にならないのですか。

教育部長

公共施設は、人件費や償却等すべて計算すると使用料だけでは賄えません、税金等が投入されているので成立っています。

委員

赤字になっているところは、実費を頂くということにならないのですか。

教育部長

そういう議論もできて、基本的な考えを標準化しようということ、本来利用者が負担すべき電気代くらい負担してもらおうという意見もありまして、少なくとも利用していない側からも納得できるよう、また、利用者の利便ということも考えて、今の案ができました。ただ、経費に対してイコールにはなりません。基本的な考えは、電気代も含めて維持管理費の2分の1くらいは負担してもらおうというものです。それがこのくらいの金額です。

委員

少しずつ上げていくという説明があったので、照明もそれでいいのではないかと思ったのですが。

教育部長

照明も今度上がりますので、500円以上あがる施設については、1年に2割ずつアップしていきます。3年後にはもう一度全体を見直すというような考えの中で進んでいきたいということです。

委員

今の方向でいいと思うのですが、ひとつ心配なのは、そのようにやって集会所の使用料が高いのでそこで会議はやらない、スポーツをする人たちは、大勢で使用しているところはいいのですが、少人数でやっている所の照明がどんどん上がっていくと止めようと市民のいろんなものに対する意欲をそぐようなことになりかねないので、なんのためにそうするのかということ、お金のためではないということを良く説明をしてほしいと思います。

教育部長

何でもかんでも公共料金を上げるということではありませんが、基本は合併したことによってアンバランスになっているので直そうというところから議論が始まっています。利用者が多いか少ないかもからみますので、利用する人の受益と利用しない人の受益のバランスが難しいと思います。今のスケジュールでは、使用料の条例改正を9月には挙げていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

教育総務課長

料金改定をするにあたりまして、市は料金を集める業務を行います。その集める根拠は条例です。各課の条例を改正しなければならない状況にあります。条例ですので議会の議決がいます。議会は年4回の定例会がありますのでどこかにかけなければなりません。最短でこの9月の定例会市議会にかけするのが、最短のパターンです。市長

部局の所管する施設については、所管課が市長に決裁を受ければそれで済みで議会に上程することができますが、教育委員会所管の施設につきましては、教育委員会の事務局がかってに議会に上程することはできないので、教育委員会の承諾を頂かないと先に進みません。この教育委員会会議で説明させてもらった改正でよろしいかどうか議論をして頂いてご承認頂かないと、教育委員会としても条例の改正案を議案として出すのは、教育委員会の権限ではなく、市長が提案権をもっておりますから、市長に渡して市長から提案をするかたちになりますので、その前に教育委員会会議での承認が必要になるという段取りになります。最短で9月定例市議会上程なのですが、9月の定例市議会に上程するためには定例の教育委員会会議で今日決めてもらわないと間に合わない、8月では間に合いません、市議会の告示がされてしまいますので、これが9月の定例市議会に間に合わないということになると、次の12月ということになります。料金を改定するということにつきましては、利用者、市民の方になにがしか影響が及ぶことでありますので、周知期間が必要となります。今、行政課が中心になってやっていますが、周知期間は半年取りたいと考えています。9月定例市議会だと来年の4月から改定、12月の定例市議会だと7月から改定というかたちになりますので、委員さんにおかれましてもご承知おき頂きたいと思えます。事務方としましても今日これだけのものを説明していいか悪いかご判断を頂くというのは無理な話だと思いますので、9月の定例会に間に合わすためには、またすぐ臨時の教育委員会会議でこれをテーマとして開いて頂いて議論をしていただくということになりますが、しっかり議論をして12月に間に合わすという議論もして頂けたらと思えます。

委員長

本日は午後の日程調整もつきませぬので、この件につきましては、3日の午後1時から検討を行います。場所については事務局でお願いします。

日程第5 その他

委員長

日程第5 その他について説明をお願いします。

文化課長

文化会館の小ホールの改修につきましては、29日に臨時市議会を開催してもらいまして、照明設備のほうは条例に基づきまして1億5千万円を超えるということで議案の対象となります。音響設備につきましてはそれ以下の金額でありましたので、すでに契約をしました。音響設備の落札額は86,741,000円（税抜き）で日本電話施設が落札しております。議案の対象となります照明設備の関係ですが、2億774万5千円（税抜き）で松村電気が落札しまして29日に臨時議会の議決を頂ければその翌日から着手となります。以上、ご報告いたします。

委員長

今回は、8月3日の1時から青年の家の現場を見て、1時30分から会議を行います

す。それでは、日程第3 議案(1)平成23年度使用小中学校教科用図書採択と
日程第4 協議・報告事項の(7)愛知県教育委員会教員表彰候補者の推薦につき
ましては秘密会で行いたいと思います。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手、これより秘密会といたします。係りのない方は退席をお願いします。

(議案の審議と協議事項の協議)

委員長

原案に賛成の方は、挙手をお願いします

(全員挙手)

全員挙手、原案のとおりよろしくをお願いします。

次回は、8月3日の午後1時からということでお願いします。

以上で7月の定例教育委員会議を終了いたします。ありがとうございました。

委員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記